

はじめての EU 法

庄司克宏

2015年12月発売 / 360頁 / 本体2500円+税
四六判 / 並製



編集 本書はEUの法制度をわかりやすく、コンパクトにまとめた入門書です。

担当者 EUの話題はニュースなどでよく目にしますが、その問題の本質を理解するためには、関係する法制度を知ることが必要です。たとえば、ギリシャの金融危機の解決の難しさは本書第7回を、難民の受入れについては第8回をお読みいただければ理解が深まるものと思います。

また、EUは（原則として）特定の国の考えに縛られず、自由な立場で独創的な法を考え出すことができるので、環境規制（第11回）のように事実上のグローバル・スタンダードを形成することがあり、また競争法（第6回）や個人情報保護法制（第8回）などは日本を含む加盟国以外の国にも適用される場合があります。そのため、EU法を知ること、EU圏との取引の際はもちろん、日本の今後の環境法制や個人情報保護法制などを考えていくうえでも重要です。

EU法を知れば、EUと、そして世界で起こっていることがよりよく分かるようになります。ぜひ本書をご一読ください。（K）

Point!

P

EUの裁判例も概念図を用いながらわかりやすく紹介！

すが、まず1964年の判決がEU法優越の原則を確立したことについて説明します。次いでその原則がどのように発展したかを見ます。他方で、EU法の優越性にどのような限界があるのかについてもお話しします。

2 Costa v ENEL 事件 (1964年)

EU法に直接効果があるとしても、加盟国の憲法により、それが無効に留めおそれがあります。たとえば、1958年1月1日に当時の基本条約である欧州経済共同体（EEC）条約が発効しましたが、その後国内法上同等の法律が制定され、EEC条約の規定と抵触した場合、どんなことが起こるのでしょうか。その国の憲法に基づき「後法優越」が適用されるならば、直接効果はその力を封じられることとなります。

そのような事態を避けて、EU法が加盟国で維持されるためには、常に国内法に優越する仕組みが必要となります。しかし、EEC条約には（現在のEU基本条約にも）EU法優越の原則を定める条項は存在しません。EU司法裁判所は、どのような論理を組み立てることにより、EU法の優越性を確立したのでしょうか。この点をCosta v ENEL事件（1964年）（Case 6/64 Costa v ENEL [1964] BCR 585, ECR I:1964 66）から見てみましょう。

1964年 Costa v ENEL 事件判決 III

事件の概要

イタリア政府は電力事業を国有化するため、1962年12月6日に法律（国有化法）を制定し、イタリア電力公社（ENEL）がその運営にあたることになりました。この法律で国有化された会社の1つの株主であったCostaさんは、電気契約者としてENELから電気料金1925リラ（約1120円相当）の請求を受けました。

彼は国有化には反対でした。なぜならば、国有化法がEEC条約の関連規定（事業者や生産者に対する国家補助の禁止を定める93条や商業的性格の事業の国家独占に関する37条など）に反する結果、国際機構のために国家が主権を制限することを認めたイタリア憲法11条に違反するのではないかからです。そこで、その理由に基づいて、彼はENELからの電気料金の請求に異議を唱え、ミラノの下級裁判所に申し立てました。この裁判所は、EEC条約の関連規定が直接効果を有するかどうかについて、EEC司法裁判所に先決付託を行いました。

問題の所在

本件はイタリア憲法裁判所にも移送されました。憲法裁判所は、国有化法を合憲としました。その理由は、EEC条約を批准した1957年法律と1962年国有化法との関係に後法優越の原則が適用される結果、後者が優先されるということでした。

これを受けてイタリア政府はEEC司法裁判所に対し、EEC条約の解釈は必要ないという理由で、本件先決付託が「絶対的に受理不能」であるから却下するよう求めました。

しかし、EEC法と国内法の間には後法優越が適用されるならば、EEC法がすべての加盟国で統一に適用されるということがなくなってしまいます。EEC司法裁判所は、この事態をどのように切り扱ったのでしょうか。図表3-1をご覧ください。

図表 個人はEU法を使うことによって国内法を打ち負かすことができるか—EU法の優越性

